

大規模災害時における葬祭協力等に関する協定書

埼玉県久喜市（以下「甲」という。）と有限会社久喜葬祭社（以下、「乙」という。）は、地震・風水害その他の大規模災害時等（以下「災害等」という。）が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容・保全・処置・安置・搬送等の協力（以下、「葬祭協力等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等が発生した場合等において、甲が乙に対して葬祭協力等を要請できること及びその場合の手続きについて定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害等が発生し、葬祭協力等を必要とするときは、乙に対し葬祭協力等を要請できるものとする。

第3条 前条の規定による要請は文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、次に掲げる事項を口頭又は電話その他の方法により連絡するものとし、事後に甲は文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職名氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する葬祭協力の内容
- (4) 履行期間及び履行場所
- (5) その他の要請を行うための事項

第4条 甲の要請により、葬祭協力等に従事する乙は、甲が指定した場所において従事するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、事後に、次に掲げる事項を記した文書を甲に提出するものとする。ただし、葬祭協力等が数箇月にまたがる場合は、終了した月毎に集計して報告するものとする。

- (1) 葬祭用品の品目及び数量
- (2) 遺体収容施設の場所及び名称、収容期間、収容体数、遺体の保全、処置の体数
- (3) 履行期間及び履行場所
- (4) 乙の代表者の氏名及び従事者名簿
- (5) 霊柩車の台数及び搬送報告書
- (6) その他の必要事項

（経費の負担）

第6条 葬祭協力等に要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第7条 乙は、葬祭協力等の実績を集計し、甲に請求するものとする。

（経費の支払い）

第8条 甲は前条に規定に基づき乙から経費の請求があった場合は、その内容を精査のうえ、乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の価格並びに使用した施設等の使用料等は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な葬祭協力等が図れるよう広域応援体制及び伝達体制の整備に努めるものとする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は、葬祭協力等の活動中に災害情報を確認したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

第12条 甲は、葬祭協力等の活動が図れるよう、葬祭用品の供給場所、遺体安置所、霊柩車待機場所等に関し、重要な変更が生じた場合、乙に連絡するものとする。

(協定実施の円滑化)

第13条 この協定の実施に基づく協力が円滑に行われるよう定期的に関係者で協議を実施するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(定めのない事項の処理)

第15条 この協定に関し、定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年3月25日

埼玉県久喜市下早見85-3

甲 久 喜 市

久 喜 市 長

埼玉県久喜市本町6-14-23

乙 有限会社 久喜葬祭社

代表取締役